

入札（見積）結果公表台帳

104

別紙

競争に参加する者に必要な資格

競争に参加できる者は、単独企業及び特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

単独企業の場合

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

電気通信工事に係る平成22年度城陽市建設工事指名受付簿に登載されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づく指名競争入札参加資格の再認定を受けていること。）

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による最新の経営事項審査（審査基準日が、3（2）に定める確認申請書の受付前の直近のものに限る。）における電気通信工事について、総合評価値が1,200点以上の者であること。

地方公共団体発注の260MHz帯デジタル移動防災無線システムの元請実績（請負金額1億円以上のものに限る。）を有すること。

電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項による点検事業者登録を受けていること。

電波法、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）等に定める260MHz帯のデジタル無線実験局の免許を自社で保有していること。

3（2）に定める競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に国土交通省、京都府及び京都府内の地方公共団体の指名競争入札において指名停止とされていないこと。

建設業法第27条の23第1項の規定による最新の経営事項審査における電気通信工事について、経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書（経営事項審査結果通知書を含む。）の完成工事高を有している者であること。

建設業法第3条の規定による電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

電気通信工事に係る技術者で、自社で恒常的に雇用している監理技術者資格者証の交付を受けた者（5年以内に監理技術者講習を終了した者）を当該工事現場に専任で配置し得ること。

入札の参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社的一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記の ア又は イと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

共同企業体の場合

(1) 共同企業体の構成員の要件

地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

電気通信工事に係る平成 22 年度城陽市建設工事指名受付簿に登載されている者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、市長が別に定める手続きに基づく指名競争入札参加資格の再認定を受けていること。）

確認申請書の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に国土交通省、京都府及び京都府内の地方公共団体の指名競争入札において指名停止とされていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による最新の経営事項審査（審査基準日が、3（2）に定める確認申請書の受付前の直近のものに限る。）における電気通信工事について、総合評定値が 1,200 点以上の者であること。

地方公共団体発注の 260MHz 帯デジタル移動防災無線システムの元請実績（請負金額 1 億円以上のものに限る。）を有すること。

電波法第 24 条の 2 第 1 項による点検事業者登録を受けていること。

電波法、電波法施行規則等に定める 260MHz 帯のデジタル無線実験局の免許を自社で保有していること。

確認申請書の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に国土交通省、京都府及び京都府内の地方公共団体の指名競争入札において指名停止とされていないこと。

建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による最新の経営事項審査における電気通信工事について、経営規模等評定結果通知書・総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書を含む。）の完成工事高を有している者であること。

建設業法第 3 条の規定による電気通信工事業に係る特定建設業の許可を有している者であること。

電気通信工事に係る技術者で、自社で恒常的に雇用している監理技術者資格者証の交付を受けた者（5 年以内に監理技術者講習を終了した者）を当該工事現場に専任で配置し得ること。

入札の参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社的一方が更生会社等である場合を除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社的一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条

第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記の 又は と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 共同企業体の構成員（城陽市内業者）の要件

城陽市に本社（本店）を置く業者で、電気通信工事に係る平成 2 2 年度城陽市建設工事指名
受付簿に登載されている者で、城陽市内に本社（本店）が所在する者として登載されている者
のうち、別紙 記載の者であること。

入札の参加を希望する者の間に 2 (2) に規定する資本関係又は人的関係がないこと。

(4) 共同企業体の要件

構成員の数は 2 社とする。

共同企業体は自主結成とする。

構成員の出資比率は、代表者が 8 5 パーセント以下、構成員が 1 5 パーセント以上とする。

共同企業体の有効期限は、工事完了後 6 箇月とする。ただし、落札者以外の者にあつては当
該工事に係る契約締結日までとする。